

- 1 協議事項名 鴨島支援学校における知的障がいのある児童生徒の受入れについて  
(議案名)
- 2 協議理由 県中央部における知的障がいのある児童生徒の教育環境を充実させるため  
(提案理由)

# 鴨島支援学校における知的障がいのある児童生徒の受入れについて

## 1 経緯・背景

### (1) 鴨島支援学校の概要

- ・昭和49年、筋ジストロフィーなどの「病弱」を対象とする養護学校として創立。
- ・平成19年、対象障がい種に「肢体不自由」を追加。
- ・県西部における病弱児教育ならびに肢体不自由児教育の拠点校。
- ・在籍児童生徒数が減少。→令和5年度には、徳島病院の「ポストNICU病床」が移転。

### (2) 知的障がいのある児童生徒の状況

- ・特別支援学校に通う知的障がいのある児童生徒数は増加。→国府支援学校を整備中。
- ・県中央部（吉野川市・阿波市周辺）に在住の知的障がいのある義務教育段階の児童生徒は、長時間をかけて通学。

### (3) 令和7年3月、障がい者関係団体から要望書の提出

## 2 受入れによる効果

### (1) 鴨島支援学校における豊かな教育活動の展開

→同年代の児童生徒同士のかかわりと活躍の場の広がり

### (2) 県中央部在住の知的障がいのある児童生徒に対する利便性の向上及び学びの場の拡大

→通学にかかる負担の軽減

→児童生徒や保護者の教育的ニーズに応じた学校選択が可能

### (3) 知的障がいのある児童生徒数増への対応

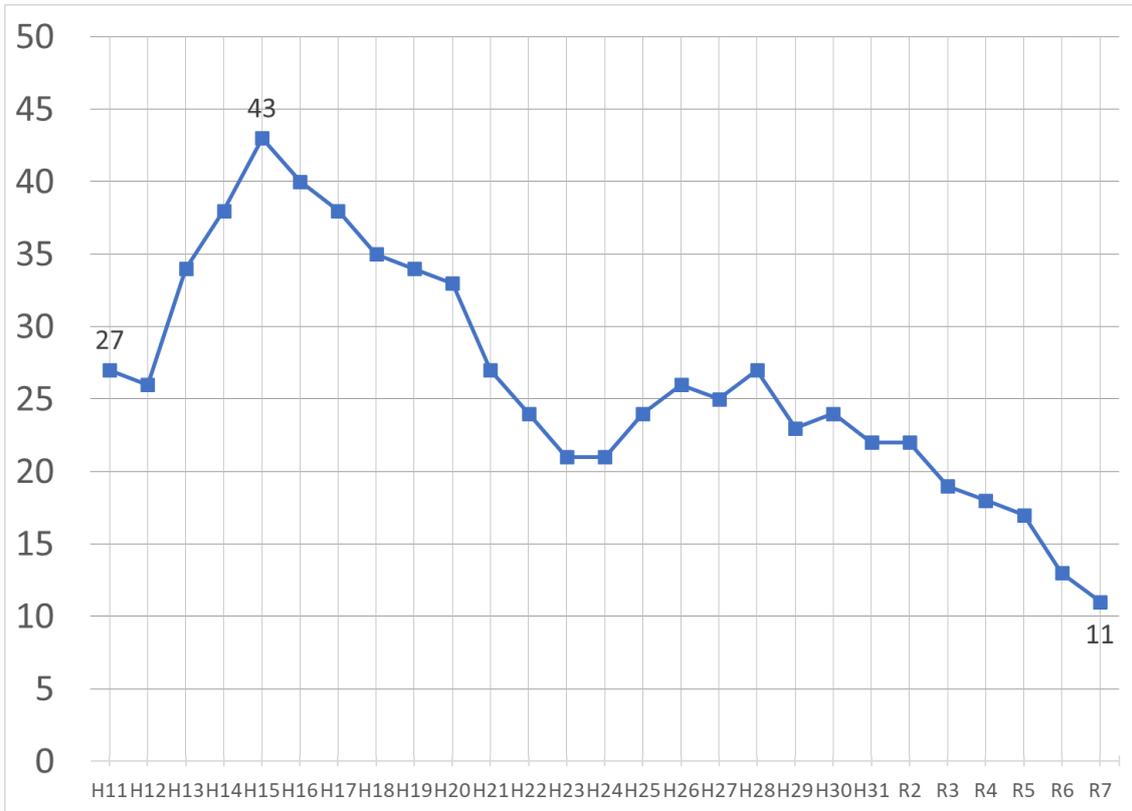
→県全体での受入れ枠の拡大

## 3 受入れの方針（案）

- (1) 対象 知的障がいを教育の対象とする他の特別支援学校と同様に、学校教育法施行令第22条の3で定める「知的障害者」であって小学校、中学校、高等学校段階にある児童生徒

- (2) スケジュール 令和8年4月 知的障がいのある児童生徒の受入れを開始（予定）

### 1 鴨島支援学校の在籍児童生徒数



### 2 障がい種別ごとの県内特別支援学校児童生徒数の推移

